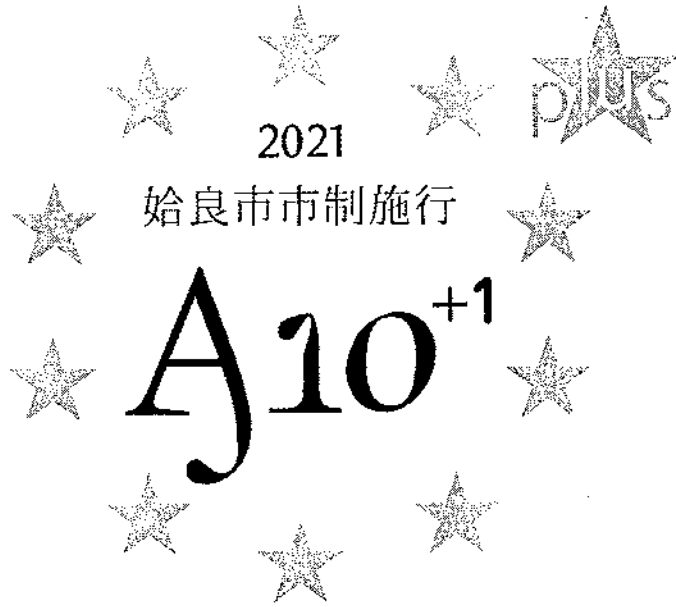


令和3年度

図書館要覧



始良市立図書館

目 次

I. 概要

- 1 始良市の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 始良市の位置
 - (2) 始良市の概要
- 2 図書館の基本理念及び運営方針・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 目指す図書館運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 図書館の組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 図書館協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 図書館の予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 図書館の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 9 図書館の案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～10
 - (1) 施設案内
 - (2) 施設概要
 - (3) 利用案内

II. 統計

- 1 図書館資料の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～13
 - (1) 資料数
 - (2) 分類別蔵書数（図書資料）
 - (3) 分類別蔵書数の割合
- 2 図書館の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～19
 - (1) 入館者数
 - (2) 利用者人数統計
 - (3) 貸出冊数統計
 - (4) 利用登録者数
 - (5) 分類別貸出冊数
 - (6) 年度別利用集計表
 - (7) 予約件数統計
 - (8) 用途件数統計
 - (9) ふれあいプラザ活用状況
 - (10) 行事統計
 - (11) 移動図書館利用統計
 - (12) 雑誌
 - ①タイトル数
 - ②スポンサー数

- (13) Webサービス
- (14) おサイフケータイ
- (15) 連携中枢都市の利用状況
- (16) 図書館のサービス指標
 - ①図書館の状況
 - ②図書館のサービス指標

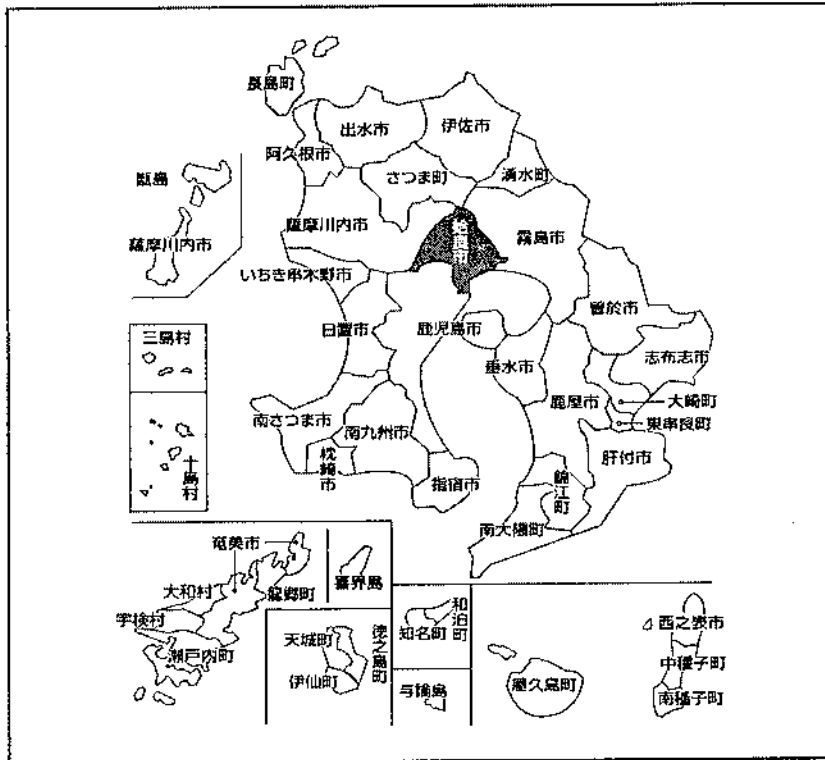
Ⅲ. 行事及び参考資料

1	令和3年度図書館行事予定	20
2	巡回文庫	21
3	移動図書館車「あいあい号」巡回コース	22
4	始良市立図書館の設置及び管理に関する条例	23～24
5	始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	25～34
6	始良市立図書館協議会条例	35
7	始良市視聴覚ライブラリー設置条例	36～37
8	始良市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則	38～40
9	始良市図書購入基金条例	41

I. 概要

1. 始良市の紹介

(1) 始良市の位置



(2) 始良市の概要

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、県内主要都市である鹿児島市、薩摩川内市、霧島市に隣接し、南部は雄大な桜島を望む錦江湾に沿い、北部は山々が連なる美しい里山も偏在する自然豊かな市である。

また、藩生の大クスや大口筋白銀坂・龍門司坂をはじめとする市の指定文化財は県内最多を誇り、歴史民俗資料館、文化会館「加音ホール」、スターランドAIRAなどの生涯学習施設も充実している。

平成22年3月23日に、始良町、加治木町、藩生町が合併し誕生した本市は、市の中心部を九州自動車道や国道10号線、JR日豊本線が縦断し、鹿児島空港へのアクセス等交通の利便性が高く、今後更なる企業進出や人口流入が予想される市である。

人口：77,560人
世帯数：37,281世帯
(令和3年4月1日現在)

東西：23.7km
南北：24km
面積：231.25km²

2. 図書館の基本理念及び運営方針

(1) 基本理念

教育振興基本計画に基づき図書館は、「出会いを広げる、生きがいを高める、希望の未来をふくらませる図書館」を基本理念とし、市民が生涯にわたって学べる環境づくりと文化活動の推進が図られるよう図書館サービスの充実に努めます。

(2) 運営方針

① 出会いを広げる図書館

人と資料、人と人との出会ってむつまじい、市民が相互に資料や図書館職員を活用して、多面的に交流を深め合う機能を果たす図書館

② 生きがいを高める図書館

市民が、日常生活やビジネス、また余暇の心の置き場所としてや生きる力の源泉として利用し、自己開発や自己変革、さらには自己向上へと伸展させるために、読書活動を盛んにする図書館

③ 希望の未来をふくらませる図書館

始良市で生まれ成長していく子どもたちが、多様な資料と出会い、知的刺激を受けて自分を見つめ直したり、触発されたりして、希望ある未来を限りなくふくらませる図書館

3. 目指す図書館運営

(1) 利用者の多様化・高度化する資料要求に応えられる資料の収集と利用者の利便性の向上に向けた図書館サービスの展開を図ります。

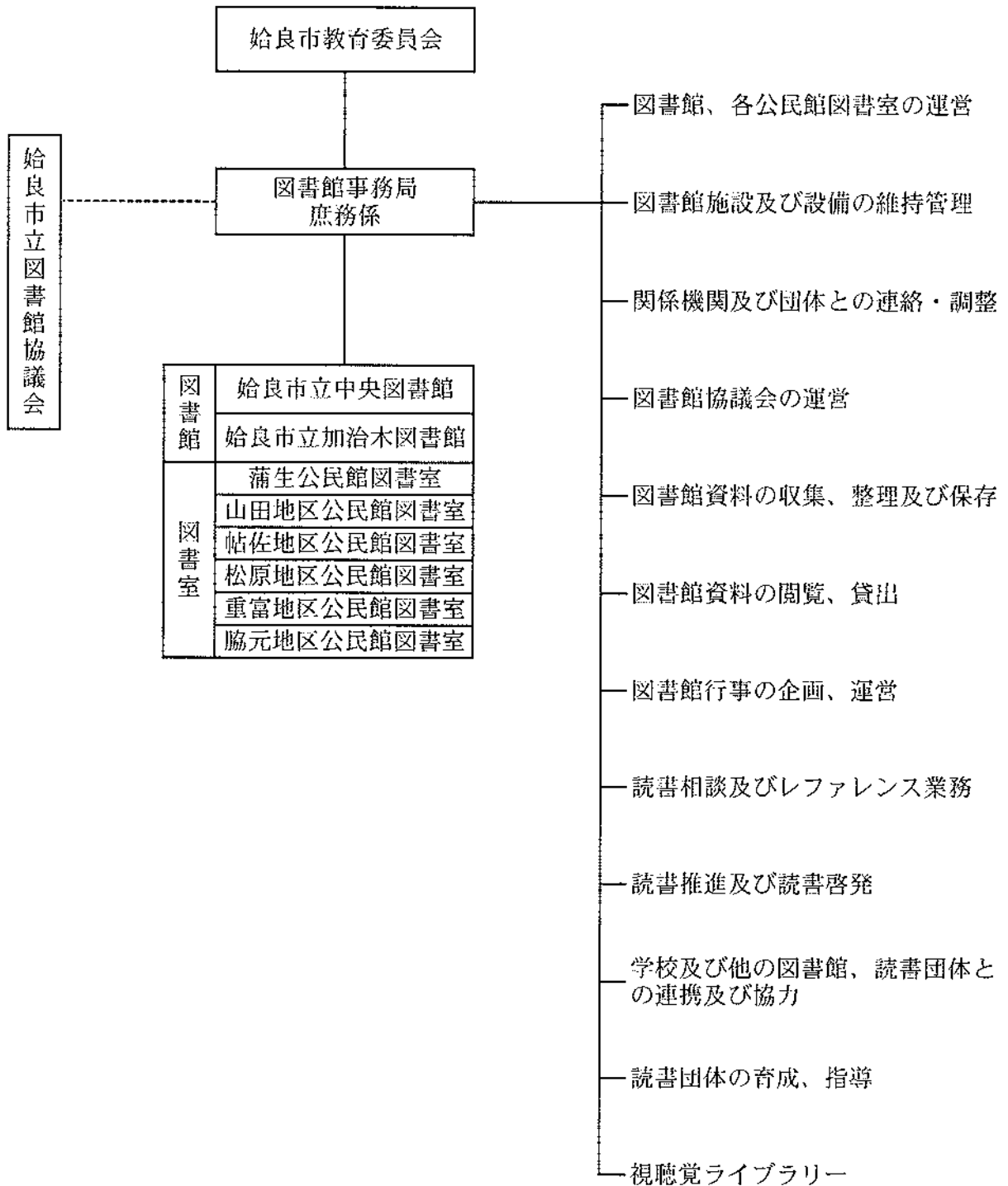
(2) だれでも読書に親しむことができるように、学校・家庭・地域・幼稚園、保育所、子育て支援施設などと連携を強化し、親子読書や家読の推進を図り、高齢者や障がい者等への読書環境の整備を推進します。

(3) 市民にとって心地よい居場所としての図書館となれるよう利用者の目的に合わせた空間づくりを進めます。

4 重点施策

重点施策	努力目標	具体的施策
1. 図書館のサービス業務と読書活動の充実	(1) 図書館利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書館講演会・講座等の開催 ② 夏休み図書館講座の開催 ③ 読み聞かせの実施 ④ 図書館フェスティバルの開催 ⑤ 読書手帳の配布 ⑥ 図書館だよりの発行（毎月）及びホームページの充実 ⑦ 障がいのある方の図書館利用促進等共生社会を意識した図書館サービスの提供 ⑧ 図書館見学・職場体験・司書体験学習の受け入れ
	(2) 図書館資料の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者のニーズに応じた資料の収集と整理保存 ② 行政資料・郷土資料の収集と整理保存
	(3) 民間活力の導入・広域利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 雑誌スポンサー制度の推進・拡充 ② かごしま連携中枢都市圏広域利用の推進
	(4) 心地よい居場所としての図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① ふれあいプラザの活用促進 ② 魅力ある企画・展示の実施 ③ 親子映画会、水曜名画座の実施
	(5) 家庭・地域・学校等における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども読書活動推進事業「ものがたりレシピをいただきます」の実施 ② ブックスタート事業の実施 ③ 移動図書館及び巡回文庫の実施 ④ 団体貸出の実施 ⑤ 出前読み聞かせの実施
	(6) 図書館ボランティアの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ① おはなし会・装丁・朗読ボランティアの活動支援
	(7) 視聴覚ライブラリーの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 視聴覚ライブラリーの利用促進 ② 県視聴覚ライブラリーや他市町村ライブラリーとの連携強化
2. 始良市立図書館ネットワークの充実	(1) 図書館システムの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ① ウェブサービス利用、おサイフケータイ登録の促進 ② 始良市内図書館、図書室間の図書配送システムの充実 ③ 県立図書館や他市町村立図書館とのネットワークの充実

5. 図書館の組織図



職員数

(令和3年4月1日現在)

区 分	中央図書館				加治木図書館	蒲生公民館 図書室	計
	館 長	事務局長	補佐兼係長	庶務係			
正 職 員		1	1 (1)	3			5 (1)
再 任 用				2			2
会計年度任用職員	1			15 (12)	7 (3)	2 (2)	25 (17)
合 計	1	1	1 (1)	20 (12)	7 (3)	2 (2)	32 (18)

() は司書有資格者

6 図書館協議会委員名簿

(任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで)

代表区分	氏名	役職名
学校教育関係者	松田 恵子	竜門小学校校長
	大石 知明	北山小学校教頭
	上野 千尋	北山小学校司書補
社会教育関係者	吉川 成子	市社会教育委員
	近野 一子	市社会教育委員
家庭教育の向上に資する者	井ノ上 明美	親子読書会活動者
	和田 真由美	親子読書会活動者
学識経験者	松山 光子	椋鳩十文学記念館読書感想文コンクール審査員
	蔵園 敦子	元椋鳩十文学記念館読書感想文コンクール審査員

7 図書館の予算

令和3年度図書館予算(当初)

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	図書館費の構成比(%)
一般会計	32,047,000	32,069,000	29,790,000	0.32
教育費	2,124,440	2,519,301	2,319,900	4.88
図書館費	103,582	109,380	104,124	—
①人件費	66,990	67,985	56,599	—
②資料購入費	9,623	11,730	13,851	—
③その他	26,969	29,665	33,674	—

※その他…委託料・使用料及び賃借料・光熱水費等

8. 図書館の歩み

■ 始良市立図書館

年 月	事 項
平成22年 3月	合併により各館名称変更 「始良町立中央図書館」 → 「始良市立中央図書館」 「加治木町立図書館」 → 「始良市立加治木図書館」 「蒲生町中央公民館図書室」 → 「始良市蒲生公民館図書室」 「始良町中央公民館図書室」 → 「始良市始良公民館図書室」
平成24年 3月	図書館システム統合 始良市子ども読書活動推進計画策定
平成24年 6月	WEB サービス開始
平成25年 4月	始良公民館改修工事のため、始良公民館図書室休室 おサイフケータイによる資料貸出開始
平成25年 6月	医療情報コーナー設置
平成26年 4月	始良公民館図書室閉室
平成26年12月	子育て支援コーナーを設置
平成27年 4月	中央図書館の平日開館を午前10時から午前9時に変更
平成27年 6月	知っとく①らコーナーを設置
平成28年 4月	雑誌スポンサー制度導入
平成29年 4月	かごしま連携中枢都市圏広域利用開始（鹿児島市・日置市・いちき串木野市・始良市）
平成30年 2月	障がい者サービスコーナー設置
平成30年 4月	祝日開館完全実施（中央図書館・加治木図書館）
平成30年11月	第41回鹿児島県図書館大会「森永館長事例発表」
平成31年 3月	図書館システム更新
令和 3年 3月	移動図書館車買い替え（3代目あいあい号、約2000冊）

■ 旧始良町立図書館

年 月	事 項
昭和49年	始良町中央公民館図書室開設（196㎡・19,340冊）
平成 2年 7月	移動図書館車購入（初代あいあい号、約800冊）
平成 9年 3月	始良町立図書館開館（平成9年3月25日 2,426㎡・55,360冊） 図書館ボランティアグループ「あいあい」（おはなし会）「花木木」（装丁）結成
6月	入館者10万人突破（開館77日目）
10月	図書館フェスティバル（以後毎年開催）
12月	移動図書館車購入（2代目あいあい号、約3000冊）
平成10年 3月	入館者30万人突破（開館261日目） 始良町資料展示会開催
4月	視聴覚ライブラリーに関する事業開始（社会教育課から移管）
7月	心を育てる「本も友だち20分間運動」推進協議会開催 講演会「楽しい親子読書の進め方」講師 田實健一氏
10月	入館者50万人突破（開館449日目）
平成11年 2月	読書シンポジウム開催 講演会「昔ばなしが語る子どもの成長」講師 小澤俊夫氏
7月	始良町読書活動推進協議会開催（講師：青田南中学校長 柿木正敏氏）
8月	子供放送局放映開始（平成19年度まで実施）
9月	広聴会（以後平成13年度、平成14年度開催）
平成12年 2月	心を育てる「本も友だち20分間運動」読書シンポジウム開催 講演会「心を育てる読書の魅力」講師 斉藤きみ子氏
9月	入館者100万人突破（開館969日目）
10月	第23回鹿児島県図書館大会「福永館長事例発表」
平成13年12月	魅力ある町立図書館にするための児童・生徒のつどい
平成14年 4月	開館時間の延長 火～金 10:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00
5月	祝日開館開始（こどもの日、海の日、秋分の日、文化の日、建国記念の日）
平成15年 1月	貸出総数200万点達成
10月	図書館こどもサミット開催
平成16年 2月	図書館システム更新
平成18年 5月	WB C優勝記念展（川崎宗則選手のメダル・ユニフォーム等展示会）
平成19年 1月	貸出利用者100万人達成
3月	開館10周年記念式典及び記念講演会 講 師 絵本作家 長野ヒデ子氏 テーマ「絵本と紙芝居から生まれる喜び」
平成22年 3月	合併により名称変更「始良市立中央図書館」

■旧加治木町立図書館

年 月	事 項
大正 6年 2月	町立加治木図書館開設 (柘城小学校校庭南側)
昭和12年10月	現加治木郷土館敷地 (加治木町飯屋町250番地)に移転 (同年9月同敷地内に加治木町郷土館竣工・・・現在の図書館)
昭和27年	加治木読書友の会結成
昭和29年 2月	第1回図書館コンクール「県下優良図書館」鹿児島県教育委員会・ 鹿児島県図書館協会表彰
昭和32年	県立図書館のグループによる読書活動の推進を受け、地域に読書グループを結成 (県立図 書館農業巡回文庫利用)
昭和33年 9月	加治木図書館文庫配本はじまる
昭和34年頃	「図書館活動を通じ町民の成長を期し、産業向上を考えた町の発展についての研究」を鹿児 島大学教授中野哲二氏に委嘱。 読書指導に関する研究活動の実施
昭和34年 9月	商業文庫開設
昭和35年 2月	考える町民と青少年の育成を基本方針とした立体的読書活動に対して県教育委員会・県立図 書館・県図書館協会から表彰を受ける
昭和35年 4月	「農村における社会教育推進の実践的考察―特に図書館活動を中心として」執筆者中野哲二 を加治木町教育委員会・町立加治木図書館から発表
昭和35年	郷土誌編纂開始
昭和38年 2月	生活と生産に役立つ読書活動の実績・親子20分間読書の研究や拡充に対し県立図書館長表 彰を受ける
昭和41年 3月	加治木郷土誌発行
昭和47年10月	前郷土館に図書館移設 (現在の郷土館建設のため)
昭和56年	緑陰読書「こども青空図書館」開催 (以後平成16年度まで毎年夏休み期間中に実施)
平成 4年11月	加治木郷土誌改訂版発行
平成 7年 7月	加治木図書館学習室、諏訪町 (旧労働基準監督署)に開設
12月	加治木町松下文庫基金設置
平成 8年10月	第1回読書推進委員会開催 (以後平成21年度まで毎年開催)
11月	心を育てる本も友だち20分間運動シンポジウム開催 (平成11年度まで毎年開催)
平成10年 2月	読書活動奨励賞表彰式 (棕鳩十読書活動奨励賞を引き継ぎ平成16年度まで実施) 閉架書庫改修工事
平成12年 3月	加治木図書館学習室 (諏訪町) 加治木図書館に移室のため閉室
5月～6月	図書館事務室改修工事
8月	日曜開館開始
11月	加治木町読書活動推進大会 (以後平成16年度まで毎年開催)
平成14年 6月	加治木図書館と石造倉庫、国の登録有形文化財
平成15年 8月	ブックスタート事業開始
平成18年 3月	図書館システム本稼働
平成22年 3月	合併により名称変更「始良市立加治木図書館」

■旧蒲生町中央公民館図書室

年 月	事 項
昭和32年 3月	「館外活動について」県図書館協会・南日本新聞社表彰
昭和33年 2月	「グループ結成と大衆化について」県教育委員会・県公民館連絡協議会・県立図書館表彰
昭和34年 2月	「リヤカー文庫を中心としたグループ育成について」県教育委員会・県図書館連絡協議会表 彰
昭和37年 2月	「親子二十分間読書運動について」県立図書館表彰 16ミリ映画『母と子の二十分間読書』制作 (県教育委員会)
昭和39年	蒲生町立図書館建設 (蔵書数5,002冊)、巡回文庫配本スタート
昭和54年 8月	蒲生町中央公民館建設 (蒲生町立図書館事業廃止、公民館図書室となる)69.25㎡
平成17年 1月	蒲生町親子読書読み聞かせの会「全国優良読書グループ」(社)読書推進運動協議会表彰
平成21年 4月	蒲生町親子読書読み聞かせの会「子どもの読書活動優秀実践団体」文部科学大臣表彰
平成22年 3月	合併により名称変更「始良市蒲生公民館図書室」

9 図書館の案内

(1) 施設案内

施設名	所在地
中央図書館	〒899-5431 鹿児島県始良市西餅田489番地3 TEL : 0995-64-5600 FAX : 0995-64-5601
加治木図書館	〒899-5214 鹿児島県始良市加治木町仮屋町250番地 TEL : 0995-62-2605 FAX : 0995-62-5315
蒲生公民館図書室	〒899-5305 鹿児島県始良市蒲生町白男347番地 TEL : 0995-52-1771 FAX : 0995-54-3045
山田地区公民館図書室	〒899-5543 鹿児島県始良市下名1188番地 TEL : 0995-65-2501
帖佐地区公民館図書室	〒899-5411 鹿児島県始良市鍋倉646番地3 TEL : 0995-65-3155
松原地区公民館図書室	〒899-5422 鹿児島県始良市松原一丁目16番地2 TEL : 0995-65-7478
重富地区公民館図書室	〒899-5652 鹿児島県始良市平松6252番地 TEL : 0995-65-2270
脇元地区公民館図書室	〒899-5651 鹿児島県始良市脇元158番地 TEL : 0995-65-1648

(2) 施設概要

中央図書館	A V コーナー	DVD・ビデオ・CD視聴席 8席	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 敷地面積 : 4,248.44㎡ 建物面積 1階 : 2,022.47㎡ 2階 : 404.02㎡ 合計 : 2,426.49㎡
	研修室	約120席	
	創作室	24席	
	朗読室	朗読用録音機器等	
	談話室	8席	
	ふれあいプラザ	展示ギャラリー	
	視聴覚室	120席	
	駐車場	67台(うち身体障害者用3台)	
加治木図書館	研修室	16席	木造平屋建て 敷地面積 : 1,264.18㎡ 建物面積 : 378.11㎡
	駐車場	14台(郷土館兼用)	
蒲生公民館図書室	駐車場	有	図書室面積 69.25㎡
山田地区公民館図書室	駐車場	有	図書室面積 24.00㎡
帖佐地区公民館図書室	駐車場	有	図書室面積 22.40㎡
松原地区公民館図書室	駐車場	有	図書室面積 33.50㎡
重富地区公民館図書室	駐車場	有	図書室面積 54.00㎡
脇元地区公民館図書室	駐車場	有	図書室面積 22.50㎡

(3) 利用案内

① 開館時間及び休館日

開館時間	中央図書館	火～金 土、日、祝日	9:00～19:00 9:00～18:00
	加治木図書館	火～日、祝日 毎月23日(休館日除く)	9:00～17:00 9:00～19:00
	蒲生公民館図書室	火～日	9:00～17:00 (12:00～13:00休室)
	各地区公民館図書室	月～金	9:00～17:00 (12:00～13:00休室)
休館日	中央図書館	毎週月曜日、毎月第4木曜日	(特別整理期間) 年1回15日以内 年 末 年 始 令和3年12月29日 ～令和4年1月3日
	加治木図書館	※その日が祝日の場合、その日以降 最も近い平日	
	蒲生公民館図書室	毎週月曜日、祝日	年 末 年 始 令和3年12月29日 ～令和4年1月3日
	各地区公民館図書室	毎週土・日曜日、祝日	

② 図書の貸出

・個人貸出

登録要件	市内に居住、又は市内の事業所や学校等に勤務・通学しているもの。 かごしま連携中枢都市圏に関する協定を締結している市に居住しているもの。 そのほか、教育委員会が適当であると認めるもの。			
貸出上限冊数	館・室別	図書資料	雑誌	AV資料
	中央図書館	8冊		2点
	加治木図書館	8冊		2点
	蒲生公民館図書室	8冊		
	各地区館			
	移動図書館	8冊		
	市立図書館全館	24冊		4点
貸出期間		15日以内		8日以内

※AV資料の予約・貸出は所蔵館のみとなります。

※紙芝居は、図書資料に含まれ2点までの貸出となります。

※大型絵本・大型紙芝居・パネルシアター・エプロンシアターの貸出は各1点ずつ、団体に属する個人への貸出となります。(すべての図書館)

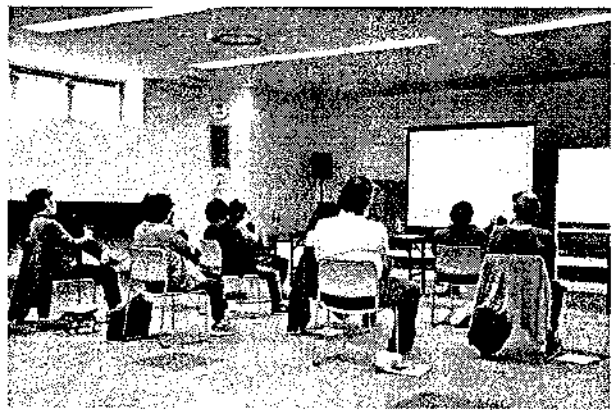
・団体貸出

登録要件	地域又は学校を中心として主体的に読書活動を行う市内に在籍している団体。
貸出上限冊数	1団体200冊以内
貸出期間	2か月以内

※上記の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、貸出期間及び貸出冊数を別に指定することができる。



おはなしボランティア
あいあい



ふれあい講座



図書館フェスティバル
(講演会)



絵本づくり講座

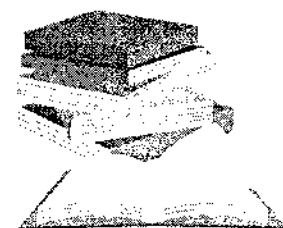
Ⅱ. 統計

1. 図書館資料の収集

(1) 資料数

(単位:冊)

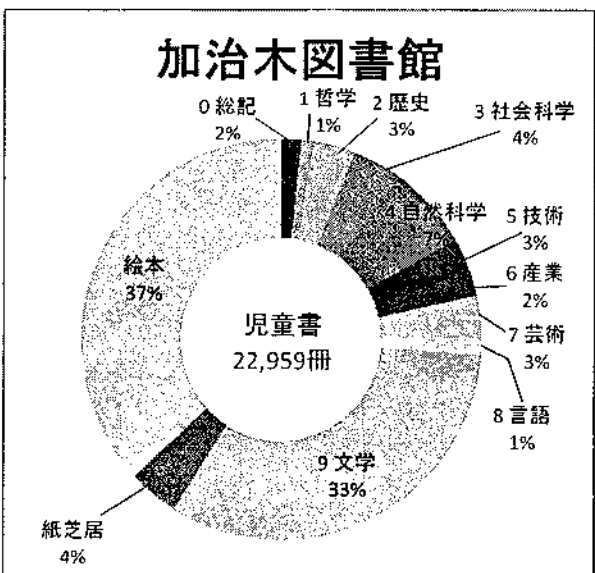
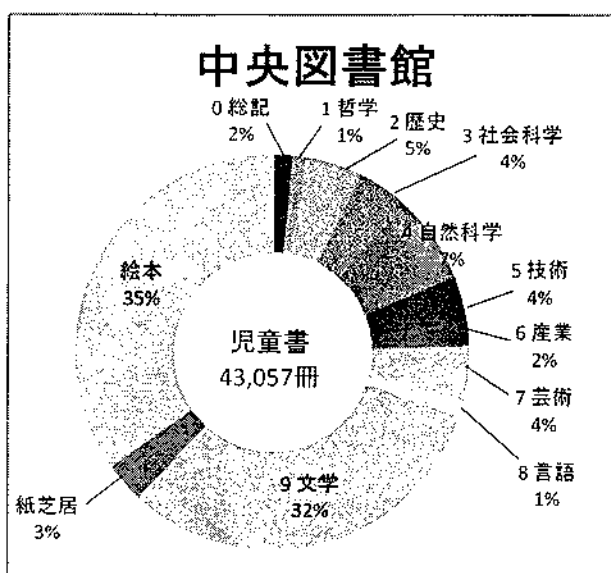
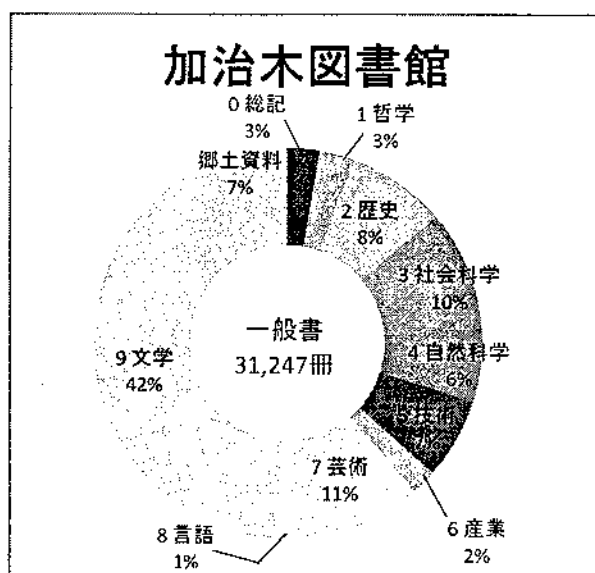
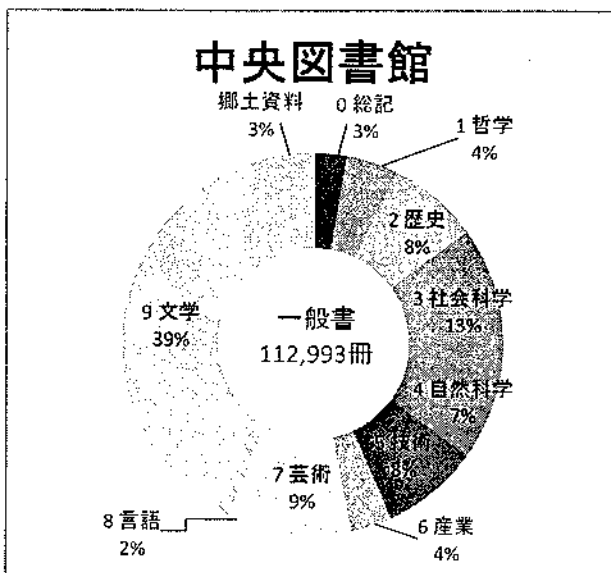
区分 館・室別	一般図書	児童図書	図書資料 合計	雑誌	AV資料	図書館資料 合計
中央図書館	103,996	35,733	139,729	8,088	3,613	151,430
移動図書館	3,232	4,484	7,716	201	0	7,917
山田地区公民館図書室	1,011	442	1,453	0	0	1,453
帖佐地区公民館図書室	977	598	1,575	0	0	1,575
松原地区公民館図書室	1,143	505	1,648	0	0	1,648
重富地区公民館図書室	1,570	679	2,249	0	0	2,249
脇元地区公民館図書室	1,064	616	1,680	0	0	1,680
中央図書館所蔵合計	112,993	43,057	156,050	8,289	3,613	167,952
加治木図書館	31,247	22,959	54,206	1,750	394	56,350
蒲生公民館図書館	12,532	7,569	20,101	714	0	20,815
全館合計	156,772	73,585	230,357	10,753	4,007	245,117



(2) 分類別蔵書数(図書資料)

館名	分類	0	1	2	3	4	5
	区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術
中央図書館	一般	3,105	5,024	8,856	14,215	8,314	9,449
	児童	654	458	2,043	1,835	3,106	1,533
加治木図書館	一般	858	885	2,586	3,117	1,901	2,095
	児童	378	239	770	927	1,532	633
蒲生公民館図書室	一般	299	397	1,088	944	561	777
	児童	92	68	421	278	657	208
合計	一般	4,262	6,306	12,530	18,276	10,776	12,321
	児童	1,124	765	3,234	3,040	5,295	2,374
	計	5,386	7,071	15,764	21,316	16,071	14,695
構成比率(%)		2.4	3.0	6.7	9.4	7.0	6.5

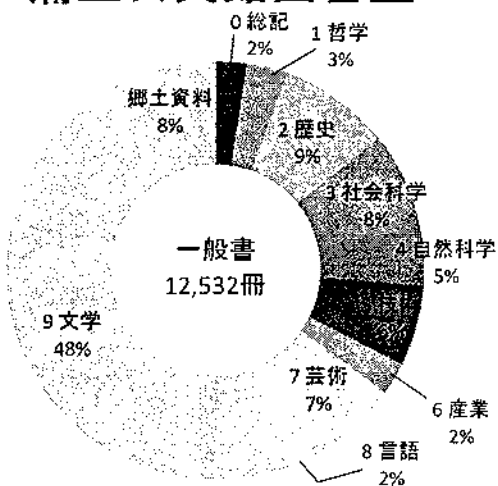
(3) 分類別蔵書数の割合



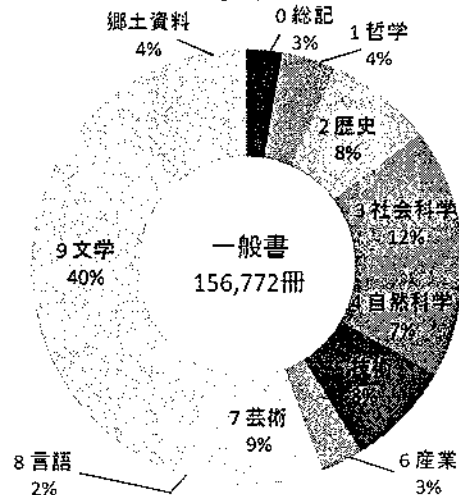
(単位:冊)

6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	郷土資料	絵本	紙芝居	区分別 蔵書小計	蔵書合計
3,955	10,030	1,889	44,516	3,640	-	-	112,993	156,050
879	1,922	577	13,625	-	14,989	1,436	43,057	
650	3,326	452	13,229	2,148	-	-	31,247	54,206
458	760	325	7,521	-	8,465	951	22,959	
308	935	262	5,994	967	-	-	12,532	20,101
171	235	73	1,825	-	3,144	397	7,569	
4,913	14,291	2,603	63,739	6,755	-	-	156,772	230,357
1,508	2,917	975	22,971	-	26,598	2,784	73,585	
6,421	17,208	3,578	86,710	6,755	26,598	2,784	230,357	
2.9	7.6	1.6	37.4	3.0	1.2	11.3	100	

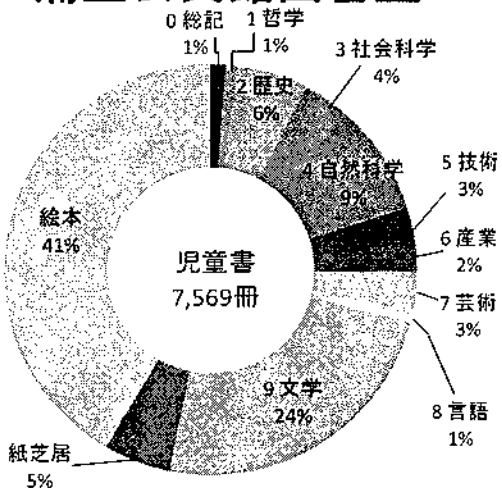
蒲生公民館図書室



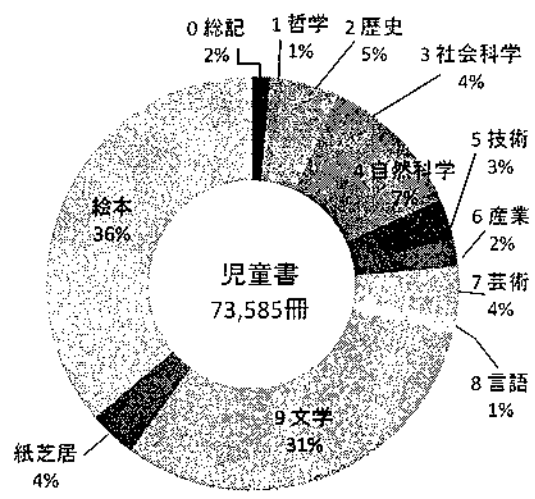
3館合計



蒲生公民館図書室



3館合計



2. 始良市立図書館の利用状況

(1) 入館者数

(単位:人)

	中 央	地区公民館図書室					移 動 図 書 館	小 計	加 治 木	蒲 生 公 民 館 図 書 室	全 館 合 計
		山 田	帖 佐	松 原	重 富	脇 元					
入館者数	135,790	187	48	70	171	32	9,652	145,950	22,328	4,270	172,548

(2) 利用者人数統計

(単位:人)

館 名		中 央	地区公民館図書室					移 動 図 書 館	小 計	加 治 木	蒲 生 公 民 館 図 書 室	全 館 合 計
	利用者 資格名		山 田	帖 佐	松 原	重 富	脇 元					
合 計	個人	59,219	179	35	14	93	39	9,652	69,231	11,700	3,425	84,356
	団体	332					2		334	245	63	642
	相互	45							45	7	0	52
総 合 計		59,596	179	35	14	93	41	9,652	69,610	11,952	3,488	85,050

(3) 貸出冊数統計

(単位:冊)

館 名		中 央	地区公民館図書室					移 動 図 書 館	小 計	加 治 木	蒲 生 公 民 館 図 書 室	全 館 合 計
	利用者 資格名		山 田	帖 佐	松 原	重 富	脇 元					
合 計	個人	252,423	338	47	30	310	140	25,935	279,223	53,516	13,735	346,474
	団体	9,193					2		9,195	3,153	729	13,077
	相互	71							71	20	0	91
総 合 計		261,687	338	47	30	310	142	25,935	288,489	56,689	14,464	359,642

(4) 利用登録者数

(単位:人)

	中 央	移動図書館	加 治 木	蒲生公民館 図 書 室	全 館 合 計
新規登録者数	1,060	68	133	68	1,329
全登録者数	59,100	671	6,168	700	66,639

※統計上では、各地区公民館図書室と移動図書館は中央に含む。

(5) 分類別貸出冊数

区 分	中央図書館				中央図書館		加治木図書館				加治木図書館	
	一般書		児童書		小計		一般書		児童書		小計	
	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)
0 総記	2,172	1.3	1,307	1.1	3,479	1.2	437	1.4	409	1.6	846	1.5
1 哲学	5,626	3.3	1,966	1.7	7,592	2.6	886	2.9	316	1.2	1,202	2.1
2 歴史	4,898	2.9	4,975	4.2	9,873	3.4	790	2.5	1,049	4.1	1,839	3.2
3 社会科学	10,791	6.4	2,036	1.7	12,827	4.4	1,597	5.1	508	2.0	2,105	3.7
4 自然科学	7,887	4.6	8,432	7.1	16,319	5.7	1,240	4.0	2,082	8.1	3,322	5.9
5 技術	16,435	9.7	4,545	3.8	20,980	7.3	3,407	11.0	842	3.3	4,249	7.5
6 産業	3,447	2.0	1,238	1.0	4,685	1.6	488	1.6	275	1.1	763	1.3
7 芸術	15,586	9.2	4,724	4.0	20,310	7.0	5,401	17.4	1,160	4.5	6,561	11.6
8 言語	1,078	0.6	681	0.6	1,759	0.6	217	0.7	175	0.7	392	0.7
9 文学	69,496	40.9	21,337	18.0	90,833	31.5	11,941	38.4	5,259	20.5	17,200	30.3
E 絵本	-	-	63,821	53.8	63,821	22.1	-	-	13,156	51.3	13,156	23.2
郷土資料	593	0.3	-	-	593	0.2	209	0.7	-	-	209	0.4
紙芝居	-	-	3,531	3.0	3,531	1.2	-	-	393	1.5	393	0.7
図書資料貸出小計	138,009	81.2	118,593	100.0	256,602	88.9	26,613	85.7	25,624	100.0	52,237	92.1
雑誌	20,830	12.3	-	-	20,830	7.2	3,536	11.4	-	-	3,536	6.2
AV資料	11,057	6.5	-	-	11,057	3.8	916	2.9	-	-	916	1.6
全資料貸出合計	169,896	100.0	118,593	100.0	288,489	100.0	31,065	100.0	25,624	100.0	56,689	100.0

区 分	蒲生公民館図書室				蒲生公民館		3館小計				3館合計	
	一般書		児童書		図書館小計		一般書		児童書		3館合計	
	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)	貸出冊数 (冊)	全体比 (%)
0 総記	84	0.9	45	0.8	129	0.9	2,693	1.3	1,761	1.2	4,454	1.2
1 哲学	239	2.7	90	1.6	329	2.3	6,751	3.2	2,372	1.6	9,123	2.5
2 歴史	185	2.1	295	5.3	480	3.3	5,873	2.8	6,319	4.2	12,192	3.4
3 社会科学	323	3.6	128	2.3	451	3.1	12,711	6.1	2,672	1.8	15,383	4.3
4 自然科学	410	4.6	659	11.9	1,069	7.4	9,537	4.5	11,173	7.5	20,710	5.8
5 技術	1,043	11.7	159	2.9	1,202	8.3	20,885	10.0	5,546	3.7	26,431	7.3
6 産業	199	2.2	58	1.0	257	1.8	4,134	2.0	1,571	1.0	5,705	1.6
7 芸術	703	7.9	269	4.8	972	6.7	21,690	10.3	6,153	4.1	27,843	7.7
8 言語	20	0.2	24	0.4	44	0.3	1,315	0.6	880	0.6	2,195	0.6
9 文学	4,934	55.4	1,035	18.6	5,969	41.3	86,371	41.2	27,631	18.4	114,002	31.7
E 絵本	-	-	2,659	47.9	2,659	18.4	-	-	79,636	53.2	79,636	22.1
郷土資料	99	1.1	-	-	99	0.7	901	0.4	-	-	901	0.3
紙芝居	-	-	129	2.3	129	0.9	-	-	4,053	2.7	4,053	1.1
図書資料貸出小計	8,239	92.4	5,550	100.0	13,789	95.3	172,861	82.4	149,767	100.0	322,628	89.7
雑誌	672	7.5	-	-	672	4.6	25,038	11.9	-	-	25,038	7.0
AV資料	3	0.0	-	-	3	-	11,976	5.7	-	-	11,976	3.3
全資料貸出合計	8,914	100.0	5,550	100.0	14,464	100.0	209,875	100.0	149,767	100.0	359,642	100.0

(6) 年度別利用集計表

年度別貸出利用者数集計

(単位:人)

館 別	年度	R2年度	R元年度
	市立図書館総数		85,050
中央図書館		69,610	76,671
加治木図書館		11,952	13,270
蒲生公民館図書室		3,488	4,030

年度別貸出冊数集計

(単位:冊)

館 別	年度	R2年度	R元年度
	市立図書館総数		359,642
中央図書館		288,489	310,115
加治木図書館		56,689	59,669
蒲生公民館図書室		14,464	16,182

(7) 予約件数統計

(単位:件)

館名	中央	加治木	蒲生公民館 図書室	移動図書館	WEB	全館合計
合計	4,775	1,596	1,000	18	2,306	9,695

(8) 用途件数統計

用途	映画会								おはなし会							
	水曜名画座		親子映画会		特別上映		合計		ボランティア		職員				合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和2年度	25	374	36	218	18	406	79	998	21	287	13	190	2	132	36	609

用途	見学・研修等受入								行事				サービス			
	図書館見学		職場体験		図書館実習		地域貢献・フレッシュ研修		ブックスタート		ふれあい講座		レファレンス		コピー	相互貸借 借受回数
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	面談	電話 (文書)		
令和2年度	8	372	0	0	2	2	1	2	9	628	0	0	1,388	217	2,938	1,112

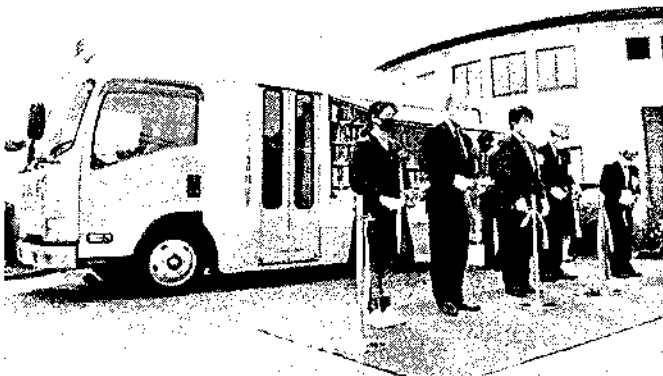
※文書2

(9) ふれあいプラザ活用状況

年度	令和2年度	令和元年度
件数	14	16
日数	131	151

(10) 行事統計

用途 館名	日付	その他の行事		人数
		行事名	実施内容	
中央図書館	8月28日	夏のおはなし会	「みんなで笑って元気になろう 夏のおはなし会」	48
	9月4日	詠んで笑って薩摩狂句講座 ～鹿児島弁だからおもしろい～	講師:「渋柿」会会長 中村 秀彦 氏	9
	11月3日	図書館フェスティバル	図書館講演会「島津義弘の家族愛」講師:原口泉 氏 おはなし会・すばなし会・人形劇・ビブリオバトル・古本フリーマーケット・工作「ぶるぶるせっけんを作ろう」・「ちぎって!はって!アマビエを完成させよう」	1,871
	11月14日	健康寿命の伸ばし方講座 ～簡単体操お教えます～	講師:ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅センター長 松元 弘二 氏	8
	2月20日	絵本づくり講座	講師:始良市立中央図書館司書	15



・令和3年3月16日 新「あいあい号」お披露目式



・令和3年3月17日 新「あいあい号」運行開始

(11) 移動図書館利用統計

No.	ポイント別集計(累計)		利用者(人)					貸出冊数(冊)					返却(冊)
	サービスポイント	巡回数	児童	学生	一般	合計	平均	一般書	児童書	雑誌	合計	平均	
1	帖佐幼稚園	17	881	0	30	911	53.6	29	2,158	0	2,187	128.6	1,726
2	蒲生小学校	17	383	0	29	412	24.2	210	1,225	0	1,435	84.4	1,061
3	重富保育所	12	296	0	24	320	26.7	8	509	0	517	43.1	507
4	山田小学校	9	465	0	3	468	52.0	212	1,929	0	2,141	237.9	1,956
5	山田中学校	10	6	8	20	34	3.4	52	89	0	141	14.1	121
6	建昌菜の花保育園	21	484	0	9	493	23.5	26	997	0	1,023	48.7	989
7	鹿児島県立始良病院	22	0	18	447	465	21.1	953	339	236	1,528	69.5	1,453
8	西浦小学校	16	199	0	9	208	13.0	160	642	22	824	51.5	737
9	森の学校 楠学園	12	29	24	14	67	5.6	146	156	11	313	26.1	306
10	帖佐保育所	20	699	0	43	742	37.1	15	1,250	2	1,267	63.4	1,273
11	北山小学校	10	76	0	2	78	7.8	26	300	0	326	32.6	157
12	漆小学校	18	254	2	1	257	14.3	203	868	1	1,072	59.6	844
13	蒲生物産館くすくす館	21	0	0	44	44	2.1	236	0	0	236	11.2	234
14	西始良小学校	7	145	0	1	146	20.9	78	393	0	471	67.3	254
15	建昌幼稚園	16	1,308	0	26	1,334	83.4	21	1,850	0	1,871	116.9	1,647
16	三船小学校	10	197	0	0	197	19.7	47	709	3	759	75.9	505
17	三船保育園	21	611	0	3	614	29.2	27	775	0	802	38.2	676
18	錦江幼稚園	18	282	0	61	343	19.1	4	815	11	830	46.1	732
19	小山田保育所	21	244	0	38	282	13.4	11	535	4	550	26.2	532
20	竜門小学校	18	787	0	27	814	45.2	681	3,167	17	3,865	214.7	3,232
21	加治木記念病院	12	0	0	70	70	5.8	182	44	0	226	18.8	230
22	永原小学校	16	198	0	22	220	13.8	119	758	0	877	54.8	794
23	加治木保育所	19	510	0	1	511	26.9	15	493	10	518	27.3	494
24	重富小学校	8	358	0	15	373	46.6	75	1,015	1	1,091	136.4	670
25	啓明幼稚園	13	31	0	13	44	3.4	28	223	3	254	19.5	209
26	錦江小学校	9	205	0	0	205	22.8	59	752	0	811	90.1	462
	BM書庫	0	0	0	0	0		0	0	0	0		14
	合計	393	8,648	52	952	9,652	24.6	3,623	21,991	321	25,935	66.0	21,815

※BM書庫は26コースで処理できなかった人数、冊数等。

(12) 雑誌

①タイトル数

(単位:誌)

	週刊誌	隔週誌	月刊誌	隔月誌	季刊誌	半年刊誌	年刊誌	児童誌	寄贈	小計
中央図書館	6	6	70	16	6	1	1	9	14	129
加治木図書館	0	4	17	2	2	0	0	5	3	33
蒲生公民館図書室	0	0	12	2	1	0	0	0	4	19
3館合計	6	10	99	20	9	1	1	14	21	181

②スポンサー数

	スポンサー社数	購入雑誌数
雑誌スポンサー	5	11

(13) Webサービス

	中央	加治木	蒲生	合計	累計
令和2年度	103	28	1	132	1,233

※平成24年6月から利用開始

(14) おサイフケータイ

	登録者	累計
令和2年度	16	389

※平成25年4月から利用開始

(15) 連携中枢都市の利用状況

	登録人数(人)	利用者数(人)	貸出冊数(冊)	始良市→3市へ	3市→始良市へ
				返却冊数(冊)	返却冊数(冊)
鹿児島市	3,072	1,428	6,230	265	156
いちき串木野市	18	18	62	15	0
日置市	74	180	616	0	21
3市合計	3,164	1,626	6,908	280	177

(16)図書館のサービス指標

①図書館の状況

①貸出冊数	②人口	③市内登録者数	④登録者数	⑤蔵書数
359,642 冊	77,560 人	60,284 人	66,639 人	245,117 冊
⑥資料購入費	⑦職員数	⑧資料の平均単価	⑨図書館費	世帯数
11,864,117 円	32 人	1,617 円	120,978,266 円	37,281 世帯

※人口及び世帯数は、令和3年4月1日現在の「人口統計表(始良市市民生活部市民課)」による。

②図書館のサービス指標

項 目		令和2年度
1 人口1人当り 貸出冊数(冊) (AV資料を含む)	$\frac{\text{貸出冊数①}}{\text{人口②}}$	4.6
2 登録率(%)	$\frac{\text{市内登録者数③}}{\text{人口②}}$	77.7
3 登録者1人当り 貸出冊数(冊)	$\frac{\text{貸出冊数①}}{\text{登録者数④}}$	5.4
4 蔵書回転率	$\frac{\text{貸出冊数①}}{\text{蔵書数⑤}}$	1.5
5 人口1人当り 蔵書数(冊)	$\frac{\text{蔵書数⑤}}{\text{人口②}}$	3.2
6 人口1人当り 資料費(円)	$\frac{\text{資料購入費⑥}}{\text{人口②}}$	153
7 職員1人当り 貸出冊数(冊)	$\frac{\text{貸出冊数①}}{\text{職員数⑦}}$	11,239
8 行政効果(円)	資料の平均単価⑧ ×貸出冊数① －図書館費⑨ ＝税金の還元	460,562,848
		市民1人当り5,938円、 一世帯あたり12,354円 を還元したことになる。
9 貸出コスト(円)	$\frac{\text{図書館費⑨}}{\text{貸出冊数①}}$	336

Ⅲ 行事及び参考資料

1 令和3年度図書館行事予定

行 事	月 日	内容等
おはなし会（中央）	毎月第1・3土曜日	子ども向け（あいあい）
おはなし会（加治木）	毎月第4土曜日	乳幼児・子ども向け（職員）
おはなしだっこの会	毎月第2金曜日	乳幼児向け（あいあい）
ブックスタート	毎月配本	3か月健診の乳児を対象
親子映画会	毎週土・日曜日	子ども向け
水曜名画座	毎週水曜日 土曜日に再上映	大人向け
読書活動推進事業 「ものがたりレシピをいただきます」	4月23日～5月12日	給食実施、給食実施図書や関連図書の読み聞かせや展示 市内全小・中学校対象
食育推進校ほか読み聞かせ	4月23日～5月12日	北山小学校、蒲生中学校
読み聞かせ講座	5月28日（金）	講師：西元道子氏 「子どもと絵本、大人と絵本」
図書館ふれあい講座	①6月25日（金） ②9月3日（金） ③11月26日（金）	①男女共同参画入門講座 ②古典の世界に行ってみよう ③おうちでできる温活ヨガ
夏休み図書館講座	①7月21日（水） ②7月24日（土） ③7月28日（水）	小学生向け夏休みの課題に活かせる講座 ①読書感想文講座 ②フォトブック作り ③理科教室
夏休みおはなし会	8月27日（金）	参加型を盛り込み、親子で楽しめるものを開催
1日図書館司書体験学習	10月に4回実施	市内小学校6年生対象
図書館フェスティバル	11月3日（水）	古本雑誌の無料配布、おはなし会、工作、クイズラリー、映画会、図書館講演会等
製本研修	特別整理期間中	講師：県立図書館職員 対象：職員及び装丁ボランティア

2 巡回文庫

(令和3年度)

中央図書館		加治木図書館	
番号	団体名	番号	団体名
1	荒武整形外科クリニック デイケアハピネス	1	加治木児童クラブ
2	尾田内科胃腸科 通所リハビリテーション	2	加治木幼稚園
3	児童クラブ「風の子園」	3	かじき親子つどいの広場
4	グループホーム なでしこ 山下わたる内科	4	川野保育所
5	建昌福祉会 グループホーム西始良ほほえみ	5	高井田児童クラブ
6	こまき内科・循環器科クリニック	6	永原小学校
7	在宅ケアセンター さざんか園		
8	サン・ヴィレッジ始良		
9	児童クラブ「にしあいら」		
10	シニアハウス陽樹 こまき内科・循環器科クリニック		
11	デイサービスセンターのどか		
12	デイサービスセンターやすらぎの里		
13	デイサービス友の和		
14	山田児童クラブ		
15	山田デイサービスセンター やすらぎの里		
16	山田保育園		
17	あいら親子つどいの広場		
18	特別養護老人ホーム さざんか園		
19	大楠ちびっこ園		
20	シニアマンション鹿児島信愛		

3 移動図書館車「あいあい号」巡回コース

(令和3年度)

コース	No.	曜日	ステーション	時間	
1コース	1	第1・第3	火	永原小学校	13:10~13:40
	2			三船保育園	15:30~16:00
2コース	1	第1・第3	水	帖佐幼稚園	11:00~11:40
	2			蒲生小学校	13:10~13:50
	3			鹿児島県立始良病院	14:45~15:45
3コース	1	第1・第3	木	建昌幼稚園	11:00~11:35
	2	第1		北山小学校	13:10~13:50
	3	第3		山田小学校	13:10~13:40
	4			山田中学校	13:45~13:55
4コース	1	第1・第3	金	建昌菜の花保育園	10:45~11:20
	2			漆小学校	13:10~13:40
	3			蒲生物産館 くすくす館	14:05~14:25
5コース	1	第2・第4	火	重富保育所	11:00~11:30
	2			西浦小学校	13:10~13:30
	3			森の学校 楠学園	13:40~14:00
6コース	1	第2・第4	水	錦江幼稚園	10:50~11:20
	2			小山田保育所	12:40~13:00
	3			竜門小学校	13:10~13:50
	4			加治木記念病院	14:10~14:45
	5			加治木保育所	15:00~15:30
7コース	1	第2・第4	金	帖佐保育所	11:00~11:30
	2	第2		三船小学校	13:10~13:45
	3	第4		重富小学校	13:00~13:45
	4	第2・第4		啓明幼稚園	14:10~14:35
8コース	1	第2	木	錦江小学校	13:10~13:50
9コース	1	第4	木	西始良小学校	13:10~13:55

- ・コース数 9コース
- ・ステーション数 26ステーション

4. 始良市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成22年3月23日
条例第204号
改正 平成23年9月29日
条例第8号
平成26年3月31日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、始良市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
中央図書館	始良市西餅田489番地3
加治木図書館	始良市加治木町仮屋町250番地

- 2 中央図書館は、中心的機能を持つものとする。
- 3 第1項の図書館のほか、必要に応じて公民館図書室を置くことができるものとし、名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
蒲生公民館図書室	始良市蒲生町白男347番地
山田地区公民館図書室	始良市下名1188番地
帖佐地区公民館図書室	始良市鍋倉646番地3
松原地区公民館図書室	始良市松原町一丁目16番地2
重富地区公民館図書室	始良市平松6252番地
脇元地区公民館図書室	始良市脇元158番地

(管理)

第3条 図書館は、始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 法第13条の規定により、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(利用の制限等)

第5条 図書館資料等の利用は、無料とする。

- 2 教育委員会は、図書館の職員の指示に従わない者に対しては、図書館資料等及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害の弁償)

第6条 利用者が、図書館資料及び設備器具等を著しく損傷、汚損若しくは紛失したときは、教育委員会の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、教育委員会が公的機関の発行する証明書等により、天災その他避けられない事由があると認めるときは、弁償を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人

その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館に係る管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館の維持管理に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の制限等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、開館日を臨時に定める場合、開館時間の臨時の変更、期間を限つての延長、休館日の変更及び休館日を臨時に定める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

（指定の期間）

第9条 第8条の規定により指定管理者に管理を行わせる期間は、5年以内とする。

（個人情報の取扱い）

第10条 指定管理者又は指定管理者が行う業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、始良市個人情報保護条例（平成22年始良市条例第18号）の規定の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、図書館の設置及び管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の町立加治木図書館の設置及び管理に関する条例（昭和26年加治木町条例第123号）、始良町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成8年始良町条例第26号）又は蒲生町中央公民館図書室利用規程（昭和62年教育委員会規程第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日から適用する。

附 則（平成26年3月31日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

5. 始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年3月23日
教育委員会規則第32号

改正

平成24年2月10日
教委規則第1号
平成25年3月12日
教委規則第3号
平成27年3月13日
教委規則第6号
平成29年3月10日
教委規則第7号
平成29年10月13日
教委規則第9号
令和元年5月13日
教委規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 館内利用（第5条－第7条）
- 第3章 個人館外貸出し（第8条－第11条）
- 第4章 団体館外貸出し（第12条）
- 第5章 施設等の利用等（第13条－第15条）
- 第6章 図書館資料等の寄贈又は寄託（第16条・第17条）
- 第7章 準用規定（第18条）
- 第8章 雑則（第19条－第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、始良市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第204号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、始良市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものを目的とする。

（組織）

第2条 図書館に事務局を置く。

2 事務局に庶務係を置く。

（職員）

第3条 条例第4条の規定により、図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 事務局長（以下「局長」という。）
- (3) 係長
- (4) 主事、司書及び司書補

2 前項に掲げるもののほか、始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合には、参事、事務局長補佐、主幹、参事補、主任主査及び主査を置くことができる。

（職務）

第4条 前条に掲げる職員の職務は、次のとおりとする。

職員	職務
事務局長	上司の命を受け、館務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
参事	局長と協力して館務を処理する。
事務局長補佐、主幹	上司の命を受け、局長を補佐する。
係長	上司の命を受け、所管に属する事項を処理統轄する。
参事補、主任主査、主査、主事、司書及び司書補	上司の命を受け、担当する業務に従事する。

2 前項の規定にかかわらず、局長が必要と認めた場合は、他の業務に従事させることができる。

3 館長の職務は、別に定める。

第2章 館内利用

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 中央図書館 午前9時から午後7時まで
- (2) 加治木図書館 午前9時から午後5時まで
- (3) 蒲生公民館図書室 午前9時から午後5時まで

2 中央図書館における休館日以外の土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に係る開館時間は、前項第1号の規定にかかわらず、午前9時から午後6時までとする。

3 加治木図書館における毎月23日の開館時間は、第1項第2号の規定にかかわらず、午前9時から午後7時までとする。

4 前3項に規定する開館時間は、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、臨時に変更し、又は期間を限って延長することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 中央図書館及び加治木図書館

ア 毎週月曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）

イ 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 資料整理日（毎月第4木曜日とする。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）

エ 特別整理期間（毎年1回15日以内）

- (2) 蒲生公民館図書室

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 毎週月曜日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで（1月1日を除く。）

2 教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 教育委員会が必要と認めるときは、休館日を臨時に開館することができる。

(館内利用)

第7条 図書館の利用者（以下「利用者」という。）は、図書館内においては、第3項に定める場合を除き、自由に図書館資料を利用することができるものとする。

2 「図書館資料」とは、図書、記録、古文書、視聴覚資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）以下「図書館資料」という。）をいう。

3 図書館資料等のうち、局長の指定するものを利用しようとする者は、局長の定める借用書に指定の事項を記入し、職員に提出しなければならない。

4 前3項の規定により利用した図書館資料は、退館の際、必ずこれを返還しなければならない。

第3章 個人館外貸出し

(個人館外貸出しの対象者及び手続)

第8条 図書館資料の個人館外貸出し（以下「個人貸出し」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市外に居住している者で、市内の事業所、学校等に勤務又は通学しているもの
- (3) かごしま連携中枢都市圏に関する協定を締結している市に居住している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用申込書（様式第1号）を提出して図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）の交付を受けなければならない。

(利用者カードの紛失等の届出)

第9条 利用者カードを紛失したとき又は氏名若しくは住所等に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 2 利用者カードは、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 3 利用者カードが登録者本人以外の者によって使用され、損害が生じたときは、その責めは登録者本人に帰するものとする。

(個人貸出数及び期間)

第10条 個人貸出しできる冊数、点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 中央図書館・加治木図書館
 - ア 図書館資料は、各館1人8冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。
 - イ 視聴覚資料は、各館1人2点以内とし、貸出期間は8日以内とする。
- (2) 条例第2条第3項に規定する公民館図書室 図書館資料は、全ての公民館図書室を合わせて1人8冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。

(館外個人貸出しの制限)

第11条 次に掲げる図書館資料は、館外貸出しができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書（郷土史、辞書、人名簿及び年鑑の類）
- (3) その他特に教育委員会が指定したもの

第4章 団体館外貸出し

(団体館外貸出し)

第12条 図書館は、地域又は学校等を中心として主体的に読書活動を行う市内に在籍している団体に対し、図書館資料の団体館外貸出し（以下「団体貸出し」という。）を行うことができる。

- 2 前項の貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ団体図書館利用申込書（様式第2号）を提出して、利用者カードの交付を受けなければならない。
- 3 団体貸出しの図書館資料は、1団体200冊以内とし、当該図書館資料の貸出期間は2か月以内とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、貸出期間及び貸出冊数を別に指定することができる。
- 5 第9条及び前条の規定は、団体貸出しについて準用する。

第5章 施設等の利用等

(施設等の利用等)

第13条 教育委員会は、読書サークル等図書館活動に関連のある団体に対し、図書館活動の一環としての資料提供の場として研修室、視聴覚室、ふれあいプラザ、談話室及び創作室又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用させることができる。

- 2 前項の施設等を利用しようとする者は、図書館施設利用申請（許可）書（様式第3号）を利用する日の前日までに提出し、教育委員会の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、使用許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 4 施設等の利用時間は、第5条第1項に規定する開館時間内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可の取消し等）

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。

- 2 前項の規定により、教育委員会が施設等の使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（使用権の譲渡禁止等）

第15条 使用者は、施設等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第6章 図書館資料等の寄贈又は寄託

（図書館資料の寄贈又は寄託）

第16条 教育委員会は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、図書館資料寄贈・寄託申出書（様式第4号。以下「寄贈・寄託申出書」という。）に基づき、教育委員会の許可を得なければならない。ただし、寄贈図書館資料で郵送等の理由により、寄贈・寄託申出書によりがたいときは、寄贈者からの添付文書をもって、寄贈・寄託申出書に代え、また添付文書のない場合は、これを省略することができる。
- 3 図書館資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を図書館が負担することができる。

（寄託資料の取扱い）

第17条 寄託を受けた図書館資料等（以下「寄託資料等」という。）は、図書館資料等と同等に取り扱うものとする。ただし、不慮の事由により生じた損害については、図書館は、その賠償の責めを負わないものとする。

- 2 寄託資料等は、図書館外において利用することはできないものとする。ただし、寄託者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 3 寄託資料等は、寄託者から返却の申出があったとき又は図書館の管理上必要があると認めるときは、これを当該寄託者に返還するものとする。

第7章 準用規定

第18条 第5条、第6条及び第13条の規定は、始良市視聴覚ライブラリーについて準用する。この場合において、第5条及び第6条中「図書館」とあるのは「視聴覚ライブラリー」と、第13条第1項中「読書サークル等図書館活動に関連のある」とあるのは「学校、社会教育施設等の」と、「図書館活動」とあるのは「視聴覚教育」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

（図書館資料等の複写）

第19条 利用者が図書館資料等の複写を希望するときは、複写申込書（様式第5号）を提出し、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

（指定管理者による管理）

第20条 条例第7条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条及

び第8条から第16条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の町立加治木図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年加治木町教育委員会規則第2号）又は始良町立図書館設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年始良町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年2月10日教委規則第1号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日教委規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日教委規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月13日教委規則第9号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月13日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

図 書 館 利 用 申 込 書

新規・更新

利用者 番号		年	月	日
<input type="checkbox"/> 利用者カード作成				
<input type="checkbox"/> Webサービス利用			<input type="checkbox"/> おサイフケータイ®	
フリガナ			生年 月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
氏 名				
現住所	〒 - -			
電話番号	(自宅) - -	性別	男 ・ 女	
	(携帯) - -			
学校名			学 年	
確 認	運転免許証 社員証 学生証 健康保険証 住基カード その他 () <控え番号>			

受付者 _____

団 体 図 書 館 利 用 申 込 書

新規・更新

年 月 日

利 用 者 番 号			
ふ り が な			
団 体 名 称			
所 在 地	(〒 -)		
電 話 番 号		F A X	
代 表 者	氏名	電話	
	住所 (〒 -)		
利 責 任 用 者	氏名	電話	
	住所 (〒 -)		
備 考			

様式第3号（第13条関係）

図書館施設利用申請書				年 月 日
始良市教育委員会 殿				
次のとおり図書館施設を利用したいので、始良市立図書館設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定により申請します。				
申請者	住所			
	氏名		電話番号	
利用施設	研修室・視聴覚室・ふれあいプラザ・談話室・創作室・朗読室			
利用目的				
利用日時	年 月 日 曜日	～	年 月 日 曜日	
	午前 時 分から 午後 時 分まで		午前 時 分まで	
展示名称			設営・撤去時間	設営終了撤去開始
団体名			利用人員	人
利用器具	品名			
	数量			
当日の責任者	住所			
	氏名		電話番号	
備考				

-----切-----り-----取-----り-----線-----

図書館施設利用許可書				年 月 日
始良市教育委員会				
団体名			責任者名	
使用目的			使用人員	人
利用日時	年 月 日 曜日	～	年 月 日 曜日	
	午前 時 分から 午後 時 分まで		午前 時 分まで	
利用施設	研修室・視聴覚室・ふれあいプラザ・談話室・創作室・朗読室			
許可条件				

【<ふれあいプラザ>の使用上の注意】

- 1 壁側を利用するときは、ピクチャーワイヤーのみ利用すること。
セロテープや両面テープの使用は厳禁
- 2 移動ボードを利用するときは、粘着性の弱いセロテープを使用すること。
釘や太い押しピンの使用は厳禁

様式第4号（第16条関係）

図書館資料寄贈・寄託申出書

年 月 日

始良市教育委員会殿

住 所

氏 名



電話番号

始良市立図書館資料として、下記のとおり 寄贈 ・ 寄託 したいので申し
出ます。

記

資 料 名	規 格	数 量	備 考

※ 寄贈資料に不用図書のある場合、その取扱い（返本・廃棄）については図書館
に一任します。

【寄託期間： 年 月 日から 年 月 日まで】

複写申込書

年 月 日

始良市教育委員会 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊦

電話 _____

個人の調査研究のため、次のとおり資料の複写を申し込みます。なお、注意事項は固く守ります。

注意事項

- ① 複写は、当館所蔵の資料に限りますが、著作権法に触れるものや技術的に困難なものは行いません。
- ② 複写部数は、1複写部分につき1部に限ります。
- ③ 複写物は、調査研究のため以外に使用できません。目的外使用により著作権法上の問題が生じた場合は、申込者とその責任を負うことになります。

記

1. 複写資料名

資料名	巻、号、日付	ページ	請求記号	枚数

※ 「住宅地図」「区分地図」などは、見開いた両ページで一著作物と見られています。〔著作権法第31条〕で複写できる範囲は見開き2ページの半分です。

※ 新聞の場合は、当日分は複写できませんが、翌日分が発行された後は「発行後相当期間を経過した」と考えられ、記事の全体の複写ができます。

2. 複写枚数・料金

合計	枚
料金	円
担当：	

6. 始良市立図書館協議会条例

平成22年3月23日
条例第205号
改正 平成24年3月21日
条例第7号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、始良市立図書館(以下「図書館」という。)に、始良市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第14条第2項の規定に基づき、図書館の館長の諮問に応じて、図書館の運営に関する事項を調査審議する。

(委員の定数等)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、始良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

7. 始良市視聴覚ライブラリー設置条例

平成22年3月23日
条例第206号

(設置)

第1条 始良市の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、始良市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
加治木視聴覚ライブラリー	始良市加治木町仮屋町250番地
始良視聴覚ライブラリー	始良市西餅田489番地3
蒲生視聴覚ライブラリー	始良市蒲生町白男347番地

(事業)

第3条 視聴覚ライブラリーは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚機材及び教材を整備充実すること。
- (2) 学校、社会教育施設等に対して、視聴覚機材及び教材を貸し出すとともに、解説資料等を作成し、配布することにより利用の便宜を図ること。
- (3) 視聴覚教育に関する講習会、研修会等を開催すること。
- (4) 視聴覚教育方法の研究及び改善を図ること。
- (5) その他視聴覚教育の振興に関すること。

(職員)

第4条 視聴覚ライブラリーに、事務局長その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に視聴覚ライブラリーに係る管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 視聴覚ライブラリーの維持管理に関する業務
- (2) 視聴覚ライブラリーの機材等の貸出し等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定の期間)

第7条 第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる期間は、5年以内とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 指定管理者又は指定管理者が行う業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、始良市個人情報保護条例（平成22年始良市条例第18号）の規定の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加治木町視聴覚ライブラリー設置条例（昭和53年加治木町条例第23号）、始良町視聴覚ライブラリー設置条例（昭和53年始良町条例第37号）又は蒲生町視聴覚ライブラリー設置条例（昭和53年蒲生町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

8. 始良市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則

平成22年3月23日
教育委員会規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市視聴覚ライブラリー設置条例（平成22年始良市条例第206号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

第2条 条例第4条の規定により、始良市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）に、事務局長その他ライブラリー係職員を置く。

2 事務局長は、視聴覚ライブラリーの業務を掌理する。

3 ライブラリー係は、始良市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の職員をもって充てる。

(機材等の管理)

第3条 視聴覚ライブラリーの機材、教材等（以下「機材等」という。）の保管及び整備に当たっては、台帳を整備し、定期的な点検を行う。

2 機材等の使用、貸出し等については、必要な帳簿を整備する。

(機材等の貸出しの条件)

第4条 機材等を借用しようとする者（以下「借用希望者」という。）は、次の条件を満たさなければならない。

(1) 16ミリ映写機又はフィルムを利用する者は、鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は市教育委員会が実施する視聴覚教育講座の16ミリ映写機操作技術講習を受け、その認定証を取得していること。

(2) 団体の責任者が明らかであること。

(3) その他市教育委員会が適当であると認めた者であること。

(機材等の貸出し手続)

第5条 借用希望者は、視聴覚ライブラリー機材・教材利用申請書（別記様式）に必要事項を記入し、市教育委員会の許可を得るものとする。

2 前項に規定する利用の申請は、原則として3日前（借用する日を含む。）までとし、借用期間は、7日以内とする。

3 市教育委員会は、第1項の規定により機材等の貸出しを許可したときは、視聴覚ライブラリー機材・教材利用許可書（別記様式）を交付するものとする。

4 前項の規定による機材等の貸出期間は、7日以内とする。ただし、市教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(機材等の貸出し禁止事項)

第6条 市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、機材等の貸出しを認めない。

(1) 専ら営利を目的として使用するとき。

(2) 政治活動又は宗教活動を目的として使用するとき。

(3) 公共の秩序を乱すおそれがあるとき。

(4) 16ミリ映画フィルムを利用する場合に、県教育委員会が実施している登録検査を受けていない映写機を使うとき。

2 市教育委員会は、前条第3項の規定により機材等の貸出しを許可した後においても、前項の規定に該当すると認めたときは、当該機材等の使用を停止させ、又は貸出許可を取り消すことができる。

3 前項の規定により市教育委員会が機材等の使用の停止又は貸出許可を取り消した場合において、当該利用者に損害が生じて、市教育委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。

(機材等の弁償)

第7条 市教育委員会は、利用者が故意又は過失により借用した機材等に損害を与え、又は紛失したときは、当該利用者に弁償させることができる。

(指定管理者による管理)

第8条 条例第5条の規定により視聴覚ライブラリーの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第4条から前条までの規定中「市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、視聴覚ライブラリーに関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加治木町視聴覚ライブラリー設置条例施行規則(昭和53年加治木町教育委員会規則第4号)、始良町視聴覚ライブラリー設置条例施行規則(平成10年始良町教育委員会規則第4号)又は蒲生町視聴覚ライブラリー設置条例施行規則(平成18年蒲生町教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式

(第5条関係)

別記様式（第5条関係）

視聴覚ライブラリー機材・教材利用申請書

年 月 日

始良市教育委員会 殿

住 所 _____

利用者 団 体 名 _____

代表者又は
責 任 者 _____ 印

電 話 番 号 _____

【機材】ビデオプロジェクター、16ミリ映写機、OHP、ビデオデッキ、スライド映写機等

番号	借 用 品 名	数 量	期 間
1		台	年 月 日から 年 月 日まで
2		台	
3		台	
4		台	
5		台	

【教材】16ミリ映画フィルム、VHSビデオテープ等

番号	借 用 品 名	教 材 種 類	数 量	期 間	使用予定回数
1		16ミリ・VHS	本	年 月 日から 年 月 日まで	回
2		16ミリ・VHS	本		回
3		16ミリ・VHS	本		回
4		16ミリ・VHS	本		回
5		16ミリ・VHS	本		回

※ 利用目的()

※ 利用の申請は、原則として3日前までとし、借用期間は、7日以内とする。

----- き り と り せ ん -----

視聴覚ライブラリー機材・教材利用許可書		年 月 日	
		始 良 市 教 育 委 員 会 印	
団 体 名		責 任 者 名	
利 用 目 的			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
利 用 機 材 等	ビデオプロジェクター、16ミリ映写機、OHP、ビデオデッキ、スライド映写機、16ミリ映画フィルム、VHSビデオテープ、テレビビデオ、スクリーン、ビデオカメラ、テレビ、その他()		
許 可 条 件			

9. 始良市図書購入基金条例

平成22年3月23日

条例第79号

(設置)

第1条 始良市立図書館の蔵書の充実を図るため、始良市図書購入基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、図書の購入に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の始良町図書購入基金条例（平成7年始良町条例第6号）の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

